

静岡県公安委員会規程第1号

一定の病気等による運転免許に係る行政処分に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月1日

静岡県公安委員会委員長 外山弘宰

一定の病気等による運転免許に係る行政処分に関する規程の一部を改正する規程

一定の病気等による運転免許に係る行政処分に関する規程（平成29年静岡県公安委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

様式第6号から様式第8号までを次のように改める。

様式第6号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

代理人資格証明書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住所

氏名

に

ついては、下記の者を代理人として選任し、私のために に関する一

切の行為をすることを委任します。

記

意見の聴取 の 件 名	
住 所	
氏 名	

様式第7号（第7条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

殿

住所

氏名

については、

下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

意見の聴取 の 件 名	
住 所	
氏 名	

様式第8号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日 において行われる
については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

意見の聴取の 件 名	
住 所	
氏 名	職業 (歳)
当事者又は代 理人との関係	
補佐する事項	

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第10条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

変更申出書	
年 月 日	
殿	
住所	
氏名	
年 月 日	において行わ
れる意見の聴取の期日・場所については、下記のとおりやむを得ない理由がある	
ので変更を申し出ます。	
記	
意見の聴取 の 件 名	
理 由	

(注) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の一定の病気等による運転免許に係る行政処分に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の様式により提出されている申請書等は、改正後の一定の病気等による運転免許に係る行政処分に関する規程の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。